○中部地方整備局告示第百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年九月二十六日　中部地方整備局長　梅山　和成

一　施行者の名称　岐阜県

二　都市計画事業の種類及び名称　土岐都市計画道路事業三・五・五号新土岐津線

三　事業施行期間　自平成二十五年九月二十六日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　岐阜県土岐市泉町久尻字西本町、字横枕、字新土岐津東町、字棚橋、字丸薮、字間畝口及び字新土岐津西町地内

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第百六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十六日　中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長野県下伊那郡平谷村一番一九七から同村六五番三まで	前	一一・二〇～三二・五〇メートル	一九・二〇～三七・四四キロメートル
	後	一九・二〇～三七・四四	〇〇・〇五四

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

○中部地方整備局告示第百六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十六日　中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百七十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
飯田市川路五三一二番一から同市川路五三二〇番まで	前	三六六・〇一～三六八・一一メートル	〇〇・〇三七キロメートル
	後	三六六・〇一～三八〇・七四	〇〇・〇三七

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

○四国地方整備局告示第八十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年九月二十六日　四国地方整備局長　三浦　真紀

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百九十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
今治市大西町脇甲一七二六番二〇地内	前	一三・二〇～二九・八九メートル	〇〇・〇一五キロメートル
	後	二七・五二～二九・八九	〇〇・〇一五

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第八十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十六日　四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十一号	西条市丹原町鞍瀬辛四三五番一から同市丹原町鞍瀬辛四五番二まで	四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所
百九十六号	今治市大西町脇甲一七二六番一七から同市大西町脇甲一七二六番二六まで	〃

供用開始の期日　平成二十五年九月二十六日

○九州地方整備局告示第百七十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十六日　九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
鹿児島市伊敷二丁目二二番一から同市城山町一番一まで	前	ＢＡ　二四・八〇～八五・〇〇メートル	四・〇五〇キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ　三五・八〇～二二六・〇〇	一・九四一	
		二四・八〇～八五・〇〇	四・〇五〇	
		三五・八〇～二二六・〇〇	一・九四一	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第百七十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十六日　九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号	鹿児島市田上七丁目一六五九番一から同市武三丁目一六二一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年九月二十九日